

長野県における新たなツキノワグマ対策（案）の概要

森林づくり推進課鳥獣対策係

人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築

～効果的な防除対策と問題個体の捕獲による里地での人身被害の防止を目指して～

- ① 実態把握・モニタリング強化
 - 生息状況等の実態を的確に把握するための調査・情報連携
 - ・県研究機関と連携した堅果類豊凶調査の精度の向上（大量出没の発生予測）
 - ・大学等研究機関と連携した生息状況・生態の把握
- ② 人とクマとのすみ分け等の徹底
 - ゾーニング（地域区分）管理の県内市町村への導入促進
 - ・人とクマとの緊張感ある共存関係を再構築するため、R5年度の取組成果を踏まえて、できるだけ早期に県内全ての市町村への導入を促進
 - クマ対策員等の助言を得た効果的な防除対策の推進、日常的な点検の実施
 - ・人の生活域とクマの生息域の境界をクマが意識できるよう、クマ対策員や野生鳥獣被害対策チームによる点検を日頃から行い、誘引物の除去やクマの進入路のヤブの刈払い等、効果的な防除対策を推進
 - 効果的な学習放獣の普及
 - ・クマへのGPS機器の装着等、効果的な学習放獣の普及と、取組む市町村への支援を実施
 - 錯誤捕獲を減らす取組の強化
 - ・くくりわな径12cm以下の推奨、錯誤捕獲防止対応などの活用、ICT技術の活用、誘引捕獲の推進等
 - クマ対策に取り組む市町村の支援拡充
 - ・森林税を活用した緩衝帯整備など、部局横断でクマ被害対策事業を実施
- ③ 判断基準の明確化による市町村対応の迅速化

「出没時対応マニュアル」の改訂により、以下の判断基準を明確にし、市町村における対応の迅速化を図る。

 - 学習放獣 地元住民の理解等を前提に、若齢個体や被害を再発させない可能性がある個体を対象に行う放獣の適否の判断基準
 - 緊急捕獲 県条例・規則により市町村長に権限を委譲した緊急時のクマの捕獲について、人身被害が発生するおそれがあり、緊急を要すると認められる場合か否かの判断基準
 - 錯誤捕獲 シカやイノシシの捕獲許可を受けて設置したわなへの、許可を受けていないクマ等の捕獲の際、当該クマの安全な放獣が可能か否かの判断基準

④ 大量出没時における人身被害防止対策（出没状況に応じた対応）

- 県民、市町村への効果的な情報提供とクマ出没注意報、クマ出没警報の発令

- ▶ クマ出没注意報

- ① 里地での目撃件数や人身被害件数等の基準を超過又は出没増加予測時に発令

- ・ 県民等への注意喚起
 - ・ 錯誤捕獲防止措置を講じていないわなでのシカ・イノシシの捕獲自粛を要請

- ▶ クマ出没警報（堅果類凶作時、餌を求めて問題個体化した危険なクマについての対応）

- ① に加え、②堅果類豊凶調査で大量出没の予測が出た場合、地域・期間を限って発令

- ・ 県民等への注意喚起の徹底
 - ・ 錯誤捕獲防止措置を講じていないわなでのシカ・イノシシの捕獲自粛要請を徹底（徹底しても、なお里地周辺で捕獲された危険個体は、「緊急捕獲」）
 - ・ 学習放獣は、効果が期待できないため一時休止
 - ・ 捕獲上限頭数の引上

⑤ 野生鳥獣被害対策チーム（県地域振興局）等、クマ対策推進・連携体制の強化

- クマ出没に備えた市町村、猟友会、警察署等、関係機関との連携体制構築

- 隣接県との情報共有による連携した対策

- クマ捕獲に携わる担い手の育成

- I C T技術の積極的な活用による捕獲者の負担軽減等

- 市町村・県民への情報提供（注意報・警報、クマ出没等の注意喚起情報）

⑥ 国の動向の注視と県の対策への活用

- R 6以降に見込まれる「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（環境省）の改定を踏まえた県対策への反映（モニタリング方法、ゾーニング管理等）